

## 令和6年第6回水巻町議会 定例会 会議録

令和6年第6回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和6年12月10日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番 白石雄二

8番 岡田選子

2番 山口秀信

9番 井手幸子

3番 松野俊子

10番 中山 恵

4番 水ノ江 晴 敏

12番 近藤進也

5番 亀元公一

13番 住吉浩徳

6番 廣瀬 猛

14番 高橋 恵 司

7番 名倉亮介

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 吉 田 功

係長 ・ 野 村 育 美

主査 ・ 蔵 元 竜 治

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	松 井 努
副 町 長	荒 卷 和 徳	福祉課長	舩 津 未 華
教 育 長	小 宮 順 一	健康課長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建設課長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産業環境課長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	洞ノ上 浩 司	下水道課長	佐 藤 治
住宅政策課長	古 川 弘 之	会計管理者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学校教育課長	高 祖 睦
住 民 課 長	川 橋 京 美	生涯学習課長	服 部 達 也
地域づくり課長	藤 田 恵 二	図書館・歴史資料館館長	山 田 美 穂

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和6年12月 定例会  
(第6回)

本会議 会議録

第2回継続会

令和6年12月10日

水巻町議会

# 令和6年第6回水巻町議会定例会 第2回継続会 会議録

令和6年12月10日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席13名、定足数に達していますので、ただいまから令和6年第6回水巻町議会定例会第2回継続会を開きます。

## 日程第1 一般質問について

議長（白石雄二）

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、日本共産党。岡田議員。

8番（岡田選子）

8番、岡田選子です。日本共産党を代表いたしまして、冒頭質問をさせていただきます。

1、訪問介護事業所への支援について。

24年前、社会全体で高齢者を支援するという目的で、介護保険制度がスタートしました。しかし、度重なる国の法改定等で、今では保険料を払っても、いざというときに必要な介護が受けられない「保険あって介護なし」と言われる状況が高齢者を不安に落とし入れています。

特に訪問介護サービスでは、今年、介護報酬が引き下げられ、訪問介護事業所では事業の継続が危ぶまれ、既に閉鎖に追い込まれた事業所も少なくありません。今年8月に行われたしんぶん赤旗の調査によると、訪問介護事業所が1か所もない市町村は全国で97自治体、1つしかない市町村は277自治体に及んでいます。

訪問介護事業所が減少しているもう一つの原因は人材不足です。もともと介護職は一般職の平均給与より月に5万円から7万円低いと言われていています。その上に介護保険に対する国の負担割合が50%から25%に半減され、事業所の努力だけでは、低賃金を補うことは困難な状況です。人材確保が厳しい状況が現在まで続いています。

訪問介護は、ホームヘルパーが高齢者や障がい者の自宅を訪問し、食事、掃除、洗濯等の生活援助や身体介護などを行うサービスであり、単身高齢者が増加する中、ヘルパーの訪問が認知症や介護度の悪化の予防につながっていると専門家はその重要性を指摘しています。

そこで、次の2点についてお尋ねいたします。

(1) 町内における訪問介護事業所の実態はどうなっていますか。また、訪問介護の重要性をどのように認識されていますか。

(2) 住民が必要な訪問介護が受けられるよう、町内訪問介護事業所に対し、町独自で処遇改善を含めた経済的支援を行うことを求めますが、いかがですか。

2、セーフティネット住宅の拡大と家賃補助について。

高齢の方から住宅を探して欲しいとの相談を受けることが、最近特に多くなりました。昭和期に建てられた民間の木造アパートが徐々に姿を消し、しゃれた賃貸住宅が増加しています。

本町において、民間賃貸住宅は低家賃・低質住宅か、高家賃の物件しかなく、良い物件はそもそも空いていません。住宅扶助の基準内に収まるような民間賃貸住宅の供給は、ほとんどないというのが実態です。

本町には多くの町営・県営住宅がありますが、高齢や障がい、疾病があるなどの理由で、1階にしか住めない、エレベーターが必要、交通機関や病院、仕事に便利な場所等を考えると現在の公営住宅への入居も厳しいのが実態です。

国は2006年、日本で初めての住宅・居住に関する基本法である「住生活基本法」を定め、同年、「住生活基本計画」を発表しました。これまでの住宅供給だけではなく、住生活の基本法として、「居住の安定の確保」（第6条）を含むものとなっています。

しかし、この法律だけでは、住宅に困窮する人々への支援は不十分として、翌2007年に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）を策定し、住宅に困窮する人々に公営住宅・民間賃貸住宅を活用する居住支援を盛り込みました。

そこでお尋ねいたします。

(1) 福岡県の住宅セーフティネットにより、本町にも民間賃貸住宅で登録されたセーフティネット住宅がありますが、その所在はほぼ北部地域に集中しており、頃末地域には登録住宅がありません。病院や店舗、公共施設や交通網などが集中している頃末地域に居住する人にとっては、他地域への転居は想定外となっています。頃末地域でのセーフティネット住宅への登録の拡大が求められていると考えますが、いかがお考えですか。

(2) 本町の町営住宅は、エレベーターの設置や単身世帯の入居緩和、民間賃貸住宅にはほぼ近い程度の給湯器や浴槽等の設備の改善などを行い、高齢者や低所得者、障がい者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対して、セーフティネット住宅として入居のハードルを低くすることが必要だと考えますが、いかがですか。

(3) 低所得者が民間賃貸住宅のセーフティネット住宅に入居する際に、家賃や家賃債務保証料等を補助している自治体があります。全国でまだ60自治体と少ないのですが、本町が今後も住宅地として発展し、町の人口減少対策を考える上でも、本町にとって有効な施策だと考えますが、いかがですか。

3、ボール遊び等の公園ルールの見直しについて。

近所の公園から子どもの遊ぶ声がしなくなったと言われてから久しくなります。休日に親子で出かけることの多いみどりんぱあーくなどでは、町外から訪れる人もあり、にぎわっているようです。

ユニセフの報告によると、子どもの幸福度は、日本はOECD加盟国38か国中、総合順位が20位でした。生活満足度が38位と最も低く、自殺率が世界平均より高いため、精神的幸福度は37位です。対照的に子どもの死亡率は低く、身体的健康は1位です。スキルの項目では、基礎学力の習熟度はトップ5に入っていますが、社会的スキルを図る、すぐに友達ができるかの項目では、ワースト2という結果です。

各国のデータから、外で遊ぶ子どものほうがより幸せであるという結果が示されたとのこと。外遊びの機会が子どもの幸福度に直結することが指摘されています。本町においても、子どもが自由に遊ぶ環境を保障することは重要だと考えます。

そこで、本町には子どもが自由にボール遊びのできる公園があるのでしょうか。みどりんばあーくは、町のホームページのトップ画面にボール遊びをしている子どもの写真が掲載されているようですが、禁止事項に「ボール遊び禁止」と書いてありました。各自治区にある公園のほとんどが、ボール遊び禁止となっているものと思われまます。本町には子どもがボール遊びのできる広い公園やグラウンドがあります。しかし、みどりんばあーく以外はみんな有料です。小・中・高校生が休日にちょっと体を動かそうと、サッカーボールを蹴りに、キャッチボールをしにと思っても、町内にはどこにも自由に使える公園もグラウンドもありません。

そこでお尋ねいたします。

(1) 本町の一定のボール遊びができる広さのある公園でのボール遊び禁止について、大人や周辺住民、子どもなどで話合いの場やアンケートなどで意見を集め、見直しの方向で検討に入っただけだと考えますが、いかがですか。

(2) 本町における子どもの豊かな心身の発達と幸福度を上げるためにも、町内のグラウンドや総合運動公園等を登録団体が定期利用していないときには、自由に使用できるよう、開放することを提案いたします。

答弁を求めます。以上です。

## 議 長（白石雄二）

町長。

## 町 長（美浦喜明）

はじめに、訪問介護事業所への支援についての御質問にお答えします。

まず、令和6年度の報酬改定の内容について、御説明いたします。令和5年に厚生労働省が発表した介護事業経営実態調査の結果では、訪問介護事業所の収支差率が他のサービスに比べて高いことが明らかになりました。収支差率の数値が大きいほど、事業所の利益率も高まるため、調査の結果を踏まえ、訪問介護の報酬が他のサービスと比べて経営状態が良いと判断し、報酬の適正化を図るために基本報酬を引き下げる措置を行っています。

しかし、全産業平均よりも低い介護職員の賃金を引き上げるために、今回の改定では、処遇改善加算に重点をおいた改定が行われており、既存の処遇改善関係の加算を一本化した介護職員等処遇改善加算により、加算率の引上げが行われました。その中でも訪問介護については、他のサービスよりも一番高い加算率が設定されている状況です。

そこで、1点目の、町内における訪問介護事業所の実態及び訪問介護の重要性の認識をどのように認識されていますか、とのお尋ねですが、まず、町内における訪問介護事業所の実態についてですが、現在5か所あり、そのうち1か所は、令和6年11月1日に指定を受けた新規事業所となっております。

介護給付費の請求状況を見ますと、町全体の訪問介護給付費は、報酬改定後の今年4月から8月までと前年の同時期を比較すると、利用者は若干減少しているものの給付費は伸びている状況です。

また、今回の報酬改定の影響については、介護事業者等の意見も聞きながら、速やかにかつ

十分に検証を行うため、現在、厚生労働省において、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査が行われています。来年3月頃に調査結果が公表される予定となっておりますので、課題等があれば、必要な措置が講じられることとなっております。

次に、訪問介護の重要性の認識についてですが、訪問介護は、本人の希望や身体状況、家族の状況等を考慮したケアプランの基、提供されており、介護が必要な高齢者等の自宅にホームヘルパーが訪問し、食事、掃除、洗濯、入浴介助などの生活援助や身体介護を受けることができます。身体的なケアや日常生活上のサポートをすることで、自宅での生活を維持し、ホームヘルパーの定期的な訪問により、安否確認や体調の変化にも気づくことができ、家族以外の人と接する機会をつくることにもつながっています。

本町でも、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増加している中で、慣れ親しんだ安心できる環境でホームヘルパーによる介護を受けることができる訪問介護は、高齢者等の生活の質を向上させる重要な役割を果たしていると認識をしております。

次に、2点目の、町内訪問介護事業所に対し、町独自で処遇改善を含めた経済的支援を行うことについて、のお尋ねですが、今回の報酬改定で、既存の処遇改善関係の加算を一本化した介護職員等処遇改善加算において、加算率の引上げが行われており、町内5か所の訪問介護事業所の中で、3か所は既に介護職員等処遇改善加算を取得しています。

介護職員等処遇改善加算とは、介護サービスを行う職員の待遇の安定と賃金の向上を目的とした加算制度で、介護業界の大きな課題である人材不足を解消するために設けられており、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップにつながるように介護職員の賃金を段階的に引き上げることとしています。

なお、本支援制度を活用することで介護報酬の改善が図れますので、福岡県では介護職員処遇改善加算取得促進支援事業を実施し、処遇改善加算未取得事業所に対して、より多くの事業所が処遇改善加算を取得できるように支援を進めています。介護報酬は、国で定められた基準により算定されるものであることから、処遇改善は、介護報酬の中で行うものと考えます。

また、町全体の高齢者福祉を考えたときに、多様化、複雑化した福祉課題について、地域の多様な主体の参画により解決を図っていくこととしておりますので、特定の事業者のみを支援することは公平性に欠けるため、町独自で処遇改善を含めた経済的支援を行うことは考えておりません。

国は、訪問介護に従事するヘルパーの人材不足や高齢化が特に深刻になっている状況を踏まえ、令和7年度には、訪問介護事業への支援強化を実施することとしています。引き続き、国の動向を注視し、必要があれば福岡県介護保険広域連合を通じて、国に対して要望を行ってまいります。

次に、セーフティネット住宅の拡大と家賃補助について、の御質問にお答えします。

全国における世帯の動向と住宅状況を見ても、全国的な単身世帯および高齢者世帯が増加し、持ち家率の低下が進んでいるため、高齢者や低額所得者、障がい者など、住宅の確保に配慮を要する方々、いわゆる住宅確保要配慮者からの賃貸住宅の居住ニーズが高まっている状況であることが見えてきます。

しかしながら、賃貸人の中には、そうした方々に対する家賃回収や孤独死などで死亡した場

合の残置物処理費用、再度、賃貸住宅として流通させるための修繕費用等、様々な懸念を持っている賃貸人も多いと聞いています。

このような状況の中、令和6年の通常国会において、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」、いわゆる「住宅セーフティネット法」が改正されました。主な改正内容は、住宅確保要配慮者が安心して生活を送るための基盤となる住まいを確保するための環境整備を推進することになっています。

そこで、まず1点目の頃末地域でのセーフティネット住宅への登録の拡大について、のお尋ねですが、本町にある民間賃貸住宅のうち、令和6年11月27日現在で、64棟606戸の賃貸住宅がセーフティネット住宅として登録されています。その所在につきましては、御指摘のように頃末地域においては確かに登録がない状況ではありますが、北部地区においては、猪熊区、古賀区、杵区などを中心に約6割、南部地区においては、二区、下二区、伊左座区を中心に約4割程度の分布となっており、決して北部地区だけに集中して存在している状況ではございません。しかし、町全体の民間賃貸住宅に占める頃末地域内の民間賃貸住宅の割合を見てみますと、約13%程度と低い数値となっています。これは、主に地域的に商業施設や交通網が発達した場所であるということがあり、賃貸住宅開発の余地が限られているという地理的要因もあると思われまます。

頃末地域に限らず、セーフティネット住宅が拡充していくことは、住宅確保要配慮者にとっては、生活の基盤となる住宅の選択肢が広がるため喜ばしいことでもあります。しかし、この制度は、賃貸住宅の賃貸人の方が、セーフティネット住宅として、一定の基準を満たした上で、その住宅を県に登録する制度となっていますので、町が積極的に介入できるものではありません。

なお、セーフティネット住宅として登録される一定の基準として、例えば、平成18年度以降に着工した住宅で台所やトイレ、浴室などの共同利用設備がない場合は、各戸の床面積が25平方メートル以上であること、また、共同利用設備がある場合は、各戸の床面積が18平方メートル以上であることなどとなっています。そのような一定の基準を満たした住宅が、町内に600戸以上登録されている状況です。入居数は約480戸であり、入居率は約8割と、非常に高い数値となっています。

確かに頃末地域は、病院や商業施設、公共施設も集中しており、利便性が高いと感じられる町民の方は多くいらっしゃると思っています。本町では、都市構造や、公共交通に対するニーズの変化に対応するための新たな運行形態でのバス運行を来春から予定しています。このような移動手段の確保についても取り組むことで、間接的ではございますが、住宅確保要配慮者の支援につながっていくものと考えます。

今後も、住宅の確保に配慮を要する方々に対して、居住支援法人や本町の福祉部門と住宅部門との一層の連携を継続しながら、必要な支援を検討してまいります。

次に2点目の、町営住宅の設備を改善し、高齢者や低所得者、障がい者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対して、セーフティネット住宅として入居のハードルを低くすることについて、のお尋ねですが、県営住宅を含む公営住宅は、公営住宅法に定められているように、「住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、又は転貸することにより、国民

生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」ことを目的として建設された住宅です。なお、住宅セーフティネット法に定める住宅確保要配慮者も、低額所得者や高齢者、障がい者などとされており、施策対象者が重複していることから、公営住宅の供給は、住宅セーフティネットの供給のための施策でもありと考えております。しかしながら、施設の陳腐化等に伴う町営住宅に対するニーズの低下により、近年、新規入居募集に伴う応募率は低い数値で推移している状況となっています。

御質問にあります、町営住宅へのエレベーターの設置や民間賃貸住宅にほぼ近い程度の整備改善の必要性についてですが、本町では町営住宅が持つ住宅セーフティネット機能の向上を目的に、共用部分のバリアフリー化の状況と空き住戸が多い3階以上の高層階の既存ストックを有効的に活用するための施策の調査・検討を今年度実施いたしました。この調査の中で、住棟によっては、ある程度バリアフリー化は達成されているものの、その他の多くの住棟において、1階から2階以上への移動について階段以外に移動手段がないため、バリアフリー化の観点から大きな障害が残っていること、また、3階以上にお住まいの多くの入居者が、階層間の移動に不便を感じておられることなどが分かりました。そのため、鯉口町営住宅と高松町営住宅の設置可能な住棟に対するエレベーター設置事業の検討を現在進めています。

町営住宅に入居を希望されている方の中で、1階への入居を希望されている方が多いとの御指摘ですが、エレベーターを設置することで、空き住戸が多い3階以上の既存ストックを有効的に活用することができるようになるため、町営住宅が持つ住宅セーフティネットの機能が向上されるものと考えています。

また、単身世帯の入居緩和等、入居のハードルを低くすることについてですが、以前、答弁しました内容と重複いたしますが、本町におきましては、水巻町営住宅設置及び管理条例において、町営住宅に入居できる者を同居又は同居しようとする親族がある者とし、例外的に単身世帯で入居を認める場合として、60歳以上の高齢者や身体等に障がいを持たれている方などとしており、入居要件を定めています。

この入居要件を定めている理由につきましては、条例において入居要件を除いた場合には、収入要件さえ満たせば、誰でも入居できるようになるからです。そのような状況になりますと、現在、町営住宅係に寄せられている入居に関する問合せ等の多くを占めている、ひとり親世帯や高齢者、生活保護を受給されている方など、本町が条例で示す要件に該当する住宅確保要配慮者の居住の安定を損なうこととなります。そのため、今後も現行の入居要件を継続しつつ、真に住宅に困窮する方々に対する供給の安定に努めてまいります。

最後に3点目の、民間賃貸住宅のセーフティネット住宅に入居する際の家賃や家賃債務保証料等の補助実施について、のお尋ねですが、本町では、移住定住施策の一環として、町内で住宅を購入した場合に定住促進奨励金や住宅新築のための古家解体支援補助金といった事業を重点施策として実施しています。これは、将来的に住民税や固定資産税といった将来目線での税収増の費用対効果を検証した上で、町民の皆様から納めていただいている貴重な税金を用いて実施しています。

御指摘のように、町内で農地転用などによる宅地開発が進んでいる昨今、戸建ての住宅だけでなく、民間賃貸住宅も多く建てられている状況です。現在、町内では、約410棟の賃貸住宅

が供給されており、戸数にして約3千400戸の住宅がございます。そのうち、入居数が約2,500戸と伺っておりますので、入居率としては75%程度となっております、決して低い数値ではありません。低額所得者がセーフティネット住宅に入居する際に家賃補助をする場合、この数値からも分かりますように、補助対象世帯数も相当数となり、多額の事業費が想定されます。

また、家賃の補助は、経常的に発生する経費となります。当然のことながら、それら補助の原資は、町民の皆様の貴重な税金となります。賃貸住宅の性質上、持ち家住宅と比較した場合、数年居住した後に他の場所に転居したり、町外へ転出していくといった居住形態が非常に流動的な側面を持っております。公費を投入して政策を実施する際は、その費用対効果を十分に検証した上で実施することが、有効な施策と考えていますが、現段階では、先に申し上げました将来的な税収が見込める移住者・定住者に対する補助と、賃貸住宅に居住する低額所得者への家賃補助の施策を比較し、財政的な観点も含め、両者を等しく支援していくことは困難であると考えます。

また、町内には、町営住宅並びに県営住宅があり、全住宅に占める公営住宅の割合は近隣自治体と比較しても、非常に高い状況です。町営住宅については、年間3回程度の定期的な募集を行い、おかの台県営住宅については、常時募集をされているため、民間賃貸住宅と比較しても低廉な家賃で居住できるようになっています。セーフティネット住宅に入居する低額所得者に新たな経常的な補助を検討することも重要ではありますが、こうした既存の公営住宅が持つセーフティネット住宅としての役割をより一層機能させていくことが限られた財源の中で、本町が実施できる効果的かつ最善の施策であると考えます。

御指摘のように、昨今の物価高に伴い、賃貸住宅の家賃も高騰してきている状況です。賃貸住宅に居住されている方々においても、持ち家に居住されている方々と同じように、本町に長く住んでいただいている方もいらっしゃいます。住宅の確保は、住生活の基盤であり、一番の要となる部分です。本町としても、そうした町民の皆様を取り巻く状況を総合的に勘案しつつ、住宅確保要配慮者のみならず、町民の皆様が生活しやすい町づくりに努めてまいります。

最後に、ボール遊び等の公園ルールの見直しについて、の御質問にお答えします。

まず1点目の、本町の一定のボール遊びができる広さのある公園での「ボール遊び禁止」について、広く意見を集め、見直しの方向で検討に入って頂きたい、とのお尋ねですが、現在、町内には81か所の公園があります。近年、民間企業による大規模開発等で開発区域内に公共緑地として小規模な公園が整備され、町へ寄附されていることから年々管理箇所数が増加している状況です。

公園の維持管理については、日々の清掃や簡易な遊具点検は公園パトロール作業として、遊具の法定点検は公園遊具等定期点検業務として、それぞれ専門業者へ委託しています。

また、みどりんぱあーくの樹木や芝の管理についても樹木管理業務として、同じく専門業者へ委託し、適切に管理しております。なお、町内46か所の公園については、草刈りなどの日常管理は各区に委託し、御協力をいただいているところです。このような日々の管理に御協力をいただいている皆様には大変感謝しております。しかし、近年は、高齢化などもあり、公園管理についても地区への負担が年々高まっている状況です。また、遊具等の老朽化により補修などの費用も増加傾向であるため、公園の維持管理は財政的にも厳しさを増している状況です。

公園の利用に関しては、誰でも自由に利用できますが、皆様に気持ちよく御利用いただくためのいくつかのルールを設定させていただいております。本町の都市公園設置及び管理条例に利用上の禁止行為として9項目を定めており、ボール遊びが禁止行為であるとは明記していませんが、公園でのボール遊びを禁止している根拠としては、「他人の利用を妨げる行為又は危険を感じさせる行為をすること」の条文を根拠とし、ボール遊びを禁止させていただいております。

ボール遊びは、様々な遊び方が想定され、どの遊び方が条文に定める禁止行為とみなすのかの判断が難しいことや、個々人により解釈も大きく異なってくることから、一律に公園内のボール遊びを禁止しています。

また、禁止している理由としましては、静かに公園で過ごしたいなどの公園ニーズの多様化や公園の狭さや防球施設の未設置などの公園の物理的特徴による不十分な状況などもボール遊びを禁止している理由の1つでございます。さらには、公園外へのボールの飛び出し、それに伴う交通事故や他人の敷地内への飛び込みといった事態も想定されます。

以上のことから、本町では数十年前から公園でのボール遊びを禁止させていただいておりますが、今年に入ってからボール遊びをやめさせるよう数件程度の苦情が寄せられており、その際には、職員が現地を確認し、他の利用者が危険である状況が現認できれば声掛けを行い、やめてもらうようお願いしています。

現在、町内におけるボール遊びを許可している施設は、総合運動公園多目的グラウンドや猪熊グラウンド、吉田グラウンドに限られます。一般公園でのボール遊びを認めることについては、先程答弁いたしました理由などにより、現状では難しいと考えています。

しかし、今後、各区などから要望がありましたら区長や区の役員の方々、公園近隣の方々などと協議を行い、今後の公園利用のあり方について検討してまいります。

次に2点目の、町内のグラウンドや総合運動公園等を登録団体が定期利用していないときには、自由に使用できるよう開放することについて、のお尋ねですが、まず、御質問にあります「外で遊ぶ頻度と幸福感が相関しており、毎日外で遊ぶ子どもは平均幸福指数が高い」という科学的知見につきましては承知しており、外遊びが子どもの幸福度に直結するものとも考えております。

具体的には、子どもたちの外遊びや運動が友達づくりの場であり、スポーツとの出会いや始めるきっかけの場となり、子どもたちがいきいきと楽しく暮らし、心身の健康につながる重要なものと考えております。しかし、外遊びや運動は町内のグラウンドや総合運動公園のみに限定されるものではなく、子どもの豊かな心身の発達と幸福度を上げるための場所は、グラウンド以外にも少なからずあるものと認識しています。

そのため、本町では次世代を担う子どもに対する施策に力を入れていることから、子どもの豊かな心身の発達と幸福度を上げるという目的については同感であり、重要なことだと考えておりますが、その手段として、町内のグラウンドの自由開放が第一にあるとは考えておりません。

グラウンドの開放については、学校の運動場、猪熊グラウンドと吉田グラウンド、総合運動公園多目的グラウンドの3種類があります。各々、条例に基づき使用させていただいております。

はじめに、学校施設である運動場は、水巻町立学校の施設の開放に関する条例に基づき開放しておりますが、使用対象者は、団体と規定されており、その団体の要件は、「10人以上で構成した団体でかつ町内に住所を有する者又は町内に勤務若しくは通学する者の割合が2分の1以上であるもの」と規定しています。

これは、平成13年に大阪府の小学校で児童と教諭が死傷した事件を契機に、全国の学校における防犯の考え方が見直されたもので、本町においても同様であります。本町の小・中学校とともに、児童生徒の安全・安心を最優先し、万が一が起こらないよう学校終了後は門を閉める取扱いとしており、放課後に利用する団体にも、門の開閉などをお願いすることで、児童・生徒の安全・安心を最優先しながら運用しています。郡内の状況としては他町も同様であり、学校施設の条例に基づき開放しているとのことでした。

次に、猪熊グラウンドと吉田グラウンドは、「水巻町猪熊及び吉田グラウンド設置及び管理運営条例」に基づき使用していただいております。使用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない、グラウンドの管理上支障があるときは許可をしないことと、規定しています。

議員からの提案にあります、自由開放することで、猪熊グラウンドと吉田グラウンドでは、次のような管理運営上の支障があると考えられます。

1つ目は、随時利用があることです。毎週月曜日などは16時から18時まで定期利用もあるほか、当日の直前までインターネットで予約可能であり、随時利用が多くある現状です。また、土曜日、日曜日については、長時間の利用団体もあることから、空きがほぼない状況でもあります。そのため、空いている日時の周知ができず、子どもたちが遊びに訪れても使用できないということや、個人利用者が正規の予約者に譲らず、遊び続けるなど利用者間のトラブルに発展するということが想定されます。

2つ目は、施錠が必須であることです。総合運動公園の多目的グラウンドでも、犬の散歩で侵入しドッグランのように使用する方や使用許可を取らずに使用する団体など、同様の事態が想定できるため、施錠を必須とさせていただいております。

3つ目は、利用者からゴミの放置、利用後のグラウンドの整備不良といった利用マナーに関する苦情が多くあります。自由開放となれば、利用者が特定できないため、利用マナーの徹底や事後指導もできず、正規の予約者が最適な状態で利用できない場合が想定されます。

4つ目は、各施設に管理人が常駐していないため、子どもだけの利用時に万が一、事故があった場合の対応が万全でないことです。ここまで、課題を4つ挙げましたが、細かくはまだまだございます。

猪熊グラウンドと吉田グラウンドについては、先ほど答弁したとおり、管理人が常駐しておりませんので、多くの管理運営上の支障があるため、対応は難しいものと考えております。

最後に、総合運動公園の多目的グラウンドは、「水巻町総合運動公園の設置及び管理運営条例」に基づき使用していただいております。使用する場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。ただし、多目的グラウンドを独占又は占有しないもので、他の使用者に支障を与えないときは、この限りでない、と規定しています。そのため、多目的グラウンドは、独占又は占有せずに、他の使用者に支障を与えないという2つの条件を満たす場合は、一般開放してい

るため、少人数でサッカーやキャッチボールをしたり、鬼ごっこのようなことをしたりするなど、多くの小・中学生が自由に遊びや運動をしている光景が見られます。

以上のように、学校の運動場、猪熊グラウンドと吉田グラウンドの自由開放の対応は困難であるため、本町における子どもの豊かな心身の発達と幸福度を上げる1つの取組として、総合運動公園の多目的グラウンドについては、今後についても、利用団体がいない場合は、独占又は占用せずに、使用者に支障を与えないという2つの条件を満たす場合は、現状の取扱いを継続してまいります。

以上です。

#### 議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、井手議員。

#### 9 番（井手幸子）

9番、井手幸子です。再度要望いたしますが、答弁は簡潔にお願いします。私たちの質問10分に対して、ちょっと30分以上答弁されたので、これからよろしくお願いします。

私は、訪問介護事業所への支援について再質問を行います。先にですね、この答弁書の冒頭にありますけれど、この介護報酬が引き下げられたってということに対して国の見解を答えてありますが、これは当局もこういうふうに思われているのかってということの確認を確認をしたいと思います。

と言いますのは、私は今回の質問にあたって、町内5つの訪問介護事業所について、3つの事業所の経営者の方から聞き取り調査をすることができました。その中で、この国の見解ですけど、経営状態が良いから報酬下げたんですよってということになってますけれど、現場はとんでもありません。どこの事業所も本当に訪問介護事業だけではとてもやっていけませんと——。実際全国でも単体の事業所がどんどん潰れて、質問の冒頭にありましたように、市町村に全然ないとか、1つしかないというのがどんどん広がっております。

その中でお話しした中では、単体ではできないけれど、結局デイサービスとか、ほかのサービスと組み合わせると、やっと訪問介護ができてるんですよと——。訪問介護だけではもう大赤字ですってということでありました。

しかし、やはり福祉事業に携わっておられる経営者の方々ですから、福祉の精神にのっとって、やはりその利用者のことを考えて必要であると考えるので継続をしてます、ということをお聞きしたんですね。

だから経営状態が良いって、これ国の認識だと思うんですけど、これを答弁で挙げられるっちゃうことはちょっと厳しいこと言うかもしれませんけど、執行部もそういうふうに認識をしているかどうかをちょっとお尋ねします。

#### 議 長（白石雄二）

はい、船津課長。

### 福祉課長（船津未華）

井手議員の質問にお答えいたします。

この経営状態が良いかどうかというところなんですけれども、報酬改定については、国が行っておりますこの調査によって決められますので、この調査自体がアンケートになってますので、全ての事業所に確認したわけじゃありません。

なので、それぞれ町内の事業所においてはそういう赤字の状態があるかもしれませんが、ただ全体としてはこういう訪問介護のほう収支差率が良かったということですので、経営状態が良いというような形で判断させてもらってます。

以上です。

### 議 長（白石雄二）

はい、井手議員。

### 9 番（井手幸子）

はい。一番にはやっぱり国の報酬を値上げさせることが一番だとは現時点では思っておりますけれど、やはり水巻の場合は広域連合っていう大きな括りの中で介護保険事業を行ってますけど、やっぱり現場の声を聞いて逆にそれを広域のほうに届けて欲しいという要望が一つあります。

ちょっと時間ありませんけど。もう一つ、町の財政的支援について、処遇改善の加算ですかね、これは十分に承知をしております。しかし、それはそれで働く人のために、ただでさえ、賃金が安いと言われている介護事業について、人手不足を解消するっていう意味ではとても大事なことだと思いますけど、事業所に聞いてみますと、若い人の応募がないんですよと、また若い人、ヘルパーさんね、応募がないんですよと、また応募されても、なかなかヘルパーさんが食事が作れなかったりっていう問題も多々ありますっていうことでした。それと103万の壁ですね、もう扶養を外れたくないから、もうここまでですよって言って、人手不足も続いているっていうことでした。

それで、町独自の支援をっていうところで、答弁の中に特定の事業所に対しての支援は公平性に欠けるっていうふうな答弁がありましたけれど、これ介護保険事業はやっぱり福祉施策なので、もう本当に全国の首長さんたちが、もう介護保険事業はこの10年以内にはもう9割がもう破綻するだろうって、これは大きくは、私は国の責任とは思っておりますけれど、この水巻の町民の高齢者サービスを受けたいっていう方々のためにね、事業所はそうやって頑張ってるんですよ。けど、そうやってもうやりくりができない、赤字をデイサービスで埋めるみたいなことをやられてるんで、これは特定の事業者に対しての支援という福祉の面から見て、町内で訪問介護事業を継続させるために、やっぱり支援をするっていうことも一つは大事ではないかと考えますが、町長いかがですか。

### 議 長（白石雄二）

はい、町長。

## 町 長（美浦喜明）

この件に関しては、今言われたように、いろいろな御意見があると思いますけど、今はやっぱり町としても厳しい財政の中で、今、来年度の予算を組んでおりますけど、扶助費がもう2億、町単費が増えるような厳しい状況になっております。

この訪問介護だけでなくですね、全体的に今、ものすごく町単費が、そういう扶助費に出ておりますので、軽々にここだけ特別にすればいいんじゃないかというような判断には至っておりません。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

岡田議員。

## 8 番（岡田選子）

時間がありませんので、本当に残念です。ゆっくり議論ができたらいいなと本当に残念です。セーフティネット住宅と家賃補助について私はさせていただきます。

頃末地域にね、セーフティネット住宅がないということは共通認識できたかと思います。鯉口団地の町営住宅にエレベーターが設置が今後行われるということで、頃末地域のセーフティネット住宅が少し増えていくということで、そういう意味でね、ちょっと希望も見えてきたかなと思うんですけども。

現実、町営住宅に入居しようとする、いろいろ釜を設置しないといけないとか、いろいろ給湯器がないとか、自費で負担しなければならないものが多いので、あえてもう町営住宅をやめて、最初から設置している民間住宅についてというようなこともあります。ですけども、やはり町営住宅というのがきっちりセーフティネット住宅としての役割を果たさなければ意味がないって思うんですね。だからそこは改善をしていただきたいというふうに思っております。

それで、答弁の中にですね、民間が住宅セーフティネットは登録するんだから、町が介入できないっていう答弁がありましたけれども、このことについてちょっと話をしたいと思います。

その住宅確保要配慮者に対して、町として住まいの権利というか、住まいは人権というか、そういうことをどう保障していくのかってということが問題だと思っております。地方自治法の第1条には「民主的にして効率的な行政の確保を図るとともに地方公共団体の健全な発達を保障する」とあります。「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とする」とあります。

その趣旨からするとですね、町の住宅政策の意義というのは、我が町の人々の住まいに関わる福祉の増進を図る。これを本来の目的、もう本当に根幹の目的にするべきだということは、もうこれ明らかだと思うんですね。つまり自治体のこの住宅政策というのは、地域住民のこの住まいの実態、そして皆さんのお住まいに関わる要求、これをきちんと行政が知って、住民の住まいに関して敏感なね、やっぱりそこは住民の困りごと、それに対して敏感な感性、これが必要だと思うんですね。それがなければ、この町の住宅政策の課題ってというのがね、見えてこないって思うんですよ。

で、先ほど答弁ありましたようにね、個人の責任、市場に任せただけでは、この町の誰もが安心して、質の良い住宅を確保するっていうことはできません。実際ですね、今現実に私もいろいろ相談を受けますけれども、頃末地域では高齢者で住み替える家がなくて困っているっていう人、実際にいるわけですよ。そのときに町が、もうそれは大変だというふうにとめて、その人たちに対して何ができるかということをおね、しっかり考えていく。そういう姿勢が一番大事だと思うんですね。それが住まいの権利を保障するということなんだと思います。

それで、日本住宅会議っていうところありますよね。そこの顧問をしている中島明子さんという方なんですけれども、「自治体の住宅政策は、地域の住民の要求に根差して住まいと生活の質を向上・改善し、そのために市場に介入する法的手段だ」と言っております。私は本当に納得しました。

だからね、町の住宅政策は、そうあっていいわけだから、セーフティネット住宅に町は介入できないっていう答弁は間違いだと思います。町は、やっぱりこの町に暮らす人々の住まいと人権、住まいは福祉だということを考えたときに、町営住宅にもっと住宅確保要配慮者がスムーズに入居できるようにすることや、そしてさっき言いましたセーフティネット住宅登録にもね、町がもっと積極的に介入することなど、これらは当町の住宅政策の避けては通れない課題だというふうに私は考えますので、そのことについて後ほど答弁をいただきたいと思っておりますので、続けてまいります。

時間がありませんので、ボール遊びの件についてです。

公園とは、るる本当に公園でボール遊びができないという禁止条項を、るる本当にたくさん述べられました。じゃあ公園とは何のために誰のためにあるのかということなんですけれども、それで公園は多くの人があるんな利用の仕方をするわけですから、水巻町の姿勢としては、どの遊び方が禁止行為とみなすのかとの判断が難しいとか、人によって解釈も異なってくるから一律に禁止をしている、っていうのが答弁の趣旨だと思うんですね。でも、そうじゃなくって、それでいいのかということをおね、先ほどユニセフの結果も言いましたけれども、多くのことを考えて悩みながら公園の利用を考えている自治体も全国にはあります。

まず、東京都の杉並区ですかね、杉並区がこの7月から公園の利用をボール遊び禁止事項ののけましたね。そしてまた船橋市もね、船橋市におけるボール遊び事業についてということで、真剣に子どもの発達、本当に公園から子どもがいなくなる、遊び場がなくなる。これでいいのかということをおね、真剣に考えて取り組んでる自治体もたくさんあるわけですよ。

それはね、近隣から非難の声が出る。一律に禁止してしまえば管理する側は楽ちんですよ。でもそれでいいのかっていう話なんですよ。子どもはどこで遊ぶんですか。

そのことについて、やはり自治体として、我が町の子どもに責任を持つ、皆さんの状況も考え、いろんな迷惑事項も起こるかもしれませんけれども、やっぱりそこはアンケートを取るとか、皆さんで自治会にも話し合いをするとか、やっぱり今の子どもたちの状況はこれでいいのかっていうことも考えてですね、取り組んでいくっていう姿勢が、自治体には一番必要なんではないでしょうか。禁止することは簡単ですよ。そんなことをしていいんですかっていう問題ですよ。

町長、お願いします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

それじゃ岡田議員。誰が責任取るんですか。もし事故起こった場合。公園にはいろんな方が来られます。そのときにボールが当たってですね、頭に当たった、何が当たったと。そんなときに、誰がね、

[ 「町長です。」と発言する者あり。 ]

でしょ。それならば、あなたは言うだけでいいか知らんけど私には責任がある。

だから、公園においても、やっぱルールをつくらないと。あなたのようにね、子どもの発達のどうのこうの、学校でも運動場で遊ばせてますよ。水巻みんなで育てる子どもたちで。だから公園で遊んでいいんですよ。ただボールのような、例えばドッジボールであれ、野球であれ、そういうもので、万が一、高齢者が来られましたと、たまたまボールがずれましたと、頭に当たって転倒して骨折しましたと。そんな場合もあるわけですよ。

あなたの意見も絶対駄目だという話はありません。しかし、やはり一番今こだけ難しい世の中に何が難しいかといったら、やっぱりいろんな事故が起こったときにどう責任を取るか。そのために、それじゃどうしたらいいんかというときに、ある程度の公園のルールというものはつくっておかないと、公園っていうのは、あなたは駄目ですよ、この人駄目ですよ、というわけにはいかないんですよ。よそから来た人も別にたまたまそこに公園があったから、腰かけてた。子どもたちがドッジボールなり野球して、当たったとですね、そういういろんなケースがありますよ。

[ 「議長。」と発言する者あり。 ]

だから安易にあなたのように言う方もおられるか分からんけど、私たちは今言われ、

[ 「簡潔に」と発言する者あり。 ]

町長の責任だと言われたから、私は責任に対してですね、あなたに答弁をしようわけです。以上です。

[ 「古川課長」と発言する者あり。 ]

[ 「答弁漏れがある」と発言する者あり。 ]

[ 「いい後で。議長、議長、議長」と発言する者あり。 ]

**議 長（白石雄二）**

古川課長。

**住宅政策課長（古川弘之）**

岡田議員の再質問にお答えいたします。

先ほどですね、セーフティネット住宅の登録への町の関与についてですけども、これはあくまでも登録に対する関与ということで、当然こういうふうに登録しませんとか周知活動についてはですね、町の方は協力して行っております。

また、町営住宅係のほうには町営住宅に入りたいとか、ただ、その話を聞いてみると町営住宅に入居できる要件じゃない方、そういう方も確かにおられます。そういった場合はですね、今、水巻町の社会福祉協議会のほうが居宅支援法人と認定されておりますので、そちらのほうにおつなぎして、そういった御相談に乗るような形で住宅セーフティネットの強化に努めております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

**8 番（岡田選子）**

ボール遊びの件は、ルールをなくせとか言ってませんから。ルールを周辺住民の皆さんとか、子どもを主体にして、子どもの意見をしっかり聞いて、子どもの権利条約あるでしょう。自分の周りには子どもが決めるという子どもの権利条約にも即して、子どもの意見も聞きながら、住民や大人の意見も自治会の人や行政も入って、いろんな人が入って決めていくという姿勢が、行政には必要じゃないんですかということをお前は申し上げたかったわけで、ルールをなくせとか責任問題だけとか言っておりません。

**議 長（白石雄二）**

以上で1番、日本共産党の一般質問を終わります。これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 01 分 散会